

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外 1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 2 月21日

【会社名】 ナティクス
(Natixis)

【代表者の役職氏名】 アジア太平洋コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門主席執行役員
ブルーノ・ル・サン
(Bruno Le Saint, Chief Executive Officer, Corporate & Investment Banking, Asia Pacific)

【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン7番地
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 5 月31日
効力発生日	2024年 6 月 8 日
有効期限	2026年 6 月 7 日
発行登録番号	6 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6 - 外 1 - 1	2024年 6 月14日	10,000,000米ドル (1,610,700,000円)	該当事項なし	

6 - 外 1 - 2	2024年 7 月11日	71,500,000米ドル (11,020,295,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 3	2024年10月22日	103,700,000米ドル (15,932,468,000円) 36,000,000豪ドル (3,630,600,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 4	2024年11月18日	300,000,000円	該当事項なし	
6 - 外 1 - 5	2025年 1 月24日	39,700,000豪ドル (3,825,889,000円) 171,600,000米ドル (26,438,412,000円)	該当事項なし	
実績合計額		62,758,364,000円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 437,241,636,000円

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<ナティクス 2030年3月4日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	1,000,000,000円
売出価額の総額	1,000,000,000円

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2025年3月4日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2025年6月4日（以下「初回利払日」という。）（同日を含まない。）までの利息期間について： 年率5.20%
- (2) 2025年6月4日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間について： 以下に従って決定される利率
 - （ ） 計算代理人がその単独の裁量により、当該利息期間に係る利払日の直前の利率判定日におけるすべての参照指数に係る参照指数終値がそれぞれの利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る水準であったと決定した場合： 年率5.20%
 - （ ） 計算代理人がその単独の裁量により、当該利息期間に係る利払日の直前の利率判定日における少なくとも一つの参照指数に係る参照指数終値がその利率判定水準を下回る水準であったと決定した場合： 年率0.20%

2 【売出しの条件】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債の要項の概要

1. 利息およびその他の計算

(a) 利率および発生

本社債は、下記の利率で、2025年3月4日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、未償還の元金額に対して利息を生じ、かかる利息は、本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、2025年6月4日を初回として、毎年3月4日、6月4日、9月4日および12月4日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について、後払いで支払われる。

- (イ) 利息起算日（同日を含む。）から2025年6月4日（初回利払日）（同日を含まない。）までの利息期間について適用される利率は年率5.20%であり、額面金額100万円の各本社債につき13,000円が初回利払日に支払われる。

(ロ) 2025年6月4日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について適用される利率は以下に従って決定される。

- () 計算代理人がその単独の裁量により、当該利息期間に係る利払日の直前の利率判定日におけるすべての参照指数に係る参照指数終値がそれぞれの利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る水準であったと決定した場合、当該利息期間に適用される利率は年率5.20%とし、当該利払日に支払われる利息の金額は額面金額100万円の各本社債につき13,000円である。
- () 計算代理人がその単独の裁量により、当該利息期間に係る利払日の直前の利率判定日における少なくとも一つの参照指数に係る参照指数終値がその利率判定水準を下回る水準であったと決定した場合、当該利息期間に適用される利率は年率0.20%とし、当該利払日に支払われる利息の金額は額面金額100万円の各本社債につき500円である。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2025年2月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年2月21日付発行登録追補書類のうち、上記の発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。発行会社は、実際の結果または将来の見通しに関する記載に影響を与える要因の変更を反映させるために、将来の見通しに関する記載を更新する予定はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

<ナティクス 2030年3月4日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債に関する情報>

第 1 【保証会社情報】

該当事項なし

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第 3 【指数等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり